

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第3条中、高速道路の路線名について次のとおり改める。

1.(45)を(46)とし、(44)を(45)とし、(43)の次に次のとおり加える。
「(44)一般国道481号(関西国際空港連絡橋)」

第4条中「別紙1-95」を「別紙1-97」に改める。

第5条中「別紙1-95」を「別紙1-97」に改める。

第13条中「別紙1-95」を「別紙1-97」に改める。

別紙1-95の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道481号(関西国際空港連絡橋)

(大阪府泉佐野市泉州空港北から大阪府泉佐野市りんくう往来北まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道481号

(有料道路名 : 関西国際空港連絡橋)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府泉佐野市泉州空港北 から
大阪府泉佐野市りんくう往来北 まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府泉佐野市 泉州空港北 から 大阪府泉佐野市 りんくう往来北 まで	80	4.6	

(ニ) 設計自動車荷重 TL-20及びTT-43

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府泉佐野市 泉州空港北 から 大阪府泉佐野市 りんくう往来北 まで	6車線	6車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	2.75	0.50	3.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道481号	大阪府泉佐野市 りんくう往来北	立体接続	りんくうインターチェンジ
大阪府道大阪臨海線	大阪府泉佐野市 りんくう往来北	立体接続	りんくうインターチェンジ
関西国際空港線	大阪府泉佐野市 りんくう往来北	平面接続	本線
大阪府道高速湾岸線 (阪神高速4号湾岸線)	大阪府泉佐野市 りんくう往来北	平面接続	本線

(4) 工事予算

38,445 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

平成 21年 4月 22日

②工事の完成予定年月日

平成 21年 4月 30日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38,552 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道481号(関西国際空港連絡橋)

(大阪府泉佐野市泉州空港北から大阪府泉佐野市りんくう往来北まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道481号

(有料道路名 : 関西国際空港連絡橋)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府泉佐野市泉州空港北 から
 大阪府泉佐野市りんくう往来北 まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事予算

1,200 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

平成 21年 5月 1日

②工事の完成予定年月日

平成 22年 9月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,334 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

一 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	28,350百万円
H 1 9	27,473百万円
H 2 0	24,376百万円
H 2 1	26,121百万円
H 2 2	26,465百万円
H 2 3	31,856百万円
H 2 4	31,940百万円
H 2 5	34,426百万円
H 2 6	36,562百万円
H 2 7	37,987百万円
H 2 8	39,672百万円
H 2 9	40,126百万円
H 3 0	41,561百万円
H 3 1	41,818百万円
H 3 2	42,911百万円
H 3 3	41,467百万円
H 3 4	42,544百万円
H 3 5	43,414百万円
H 3 6	44,428百万円
H 3 7	45,621百万円
H 3 8	46,316百万円
H 3 9	47,375百万円
H 4 0	47,079百万円
H 4 1	48,046百万円
H 4 2	48,665百万円
H 4 3	49,604百万円
H 4 4	50,280百万円
H 4 5	50,011百万円
H 4 6	50,707百万円
H 4 7	50,662百万円
H 4 8	51,018百万円
H 4 9	51,248百万円
H 5 0	50,609百万円
H 5 1	50,937百万円
H 5 2	51,274百万円
H 5 3	51,391百万円
H 5 4	50,972百万円
H 5 5	51,142百万円
H 5 6	50,844百万円
H 5 7	50,916百万円
H 5 8	50,889百万円
H 5 9	51,798百万円
H 6 0	50,850百万円
H 6 1	51,812百万円
H 6 2	34,324百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 5 を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込)

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
		うち盛土・切土・のり面構造物等分			
H 1 8	499,925百万円	69,628百万円	332,649百万円	107,706百万円	224,943百万円
H 1 9	509,334百万円	76,047百万円	363,317百万円	117,636百万円	245,681百万円
H 2 0	502,022百万円	75,381百万円	360,133百万円	116,605百万円	243,528百万円
H 2 1	400,033百万円	58,975百万円	281,757百万円	91,228百万円	190,529百万円
H 2 2	398,694百万円	58,709百万円	280,484百万円	90,816百万円	189,668百万円
H 2 3	485,662百万円	71,618百万円	342,155百万円	110,784百万円	231,371百万円
H 2 4	497,215百万円	73,433百万円	350,831百万円	113,593百万円	237,238百万円
H 2 5	502,246百万円	73,833百万円	352,741百万円	114,211百万円	238,530百万円
H 2 6	503,618百万円	73,715百万円	352,175百万円	114,028百万円	238,147百万円
H 2 7	510,859百万円	74,612百万円	356,462百万円	115,416百万円	241,046百万円
H 2 8	507,475百万円	73,833百万円	352,741百万円	114,211百万円	238,530百万円
H 2 9	507,305百万円	73,730百万円	352,249百万円	114,052百万円	238,197百万円
H 3 0	570,999百万円	83,580百万円	399,305百万円	129,288百万円	270,017百万円
H 3 1	581,768百万円	85,237百万円	407,222百万円	131,851百万円	275,371百万円
H 3 2	589,792百万円	86,337百万円	412,476百万円	133,552百万円	278,924百万円
H 3 3	588,955百万円	86,426百万円	412,905百万円	133,691百万円	279,214百万円
H 3 4	591,136百万円	86,607百万円	413,766百万円	133,970百万円	279,796百万円
H 3 5	592,990百万円	86,762百万円	414,507百万円	134,210百万円	280,297百万円
H 3 6	589,776百万円	86,094百万円	411,316百万円	133,177百万円	278,139百万円
H 3 7	587,949百万円	85,611百万円	409,012百万円	132,431百万円	276,581百万円
H 3 8	588,997百万円	85,672百万円	409,301百万円	132,524百万円	276,777百万円
H 3 9	591,743百万円	85,938百万円	410,572百万円	132,936百万円	277,636百万円
H 4 0	589,226百万円	85,588百万円	408,898百万円	132,394百万円	276,504百万円
H 4 1	588,781百万円	85,363百万円	407,826百万円	132,047百万円	275,779百万円
H 4 2	587,196百万円	85,016百万円	406,166百万円	131,509百万円	274,657百万円
H 4 3	586,510百万円	84,758百万円	404,935百万円	131,111百万円	273,824百万円
H 4 4	581,528百万円	83,864百万円	400,664百万円	129,728百万円	270,936百万円
H 4 5	579,154百万円	83,530百万円	399,068百万円	129,211百万円	269,857百万円
H 4 6	576,727百万円	83,037百万円	396,712百万円	128,448百万円	268,264百万円
H 4 7	575,903百万円	82,910百万円	396,103百万円	128,251百万円	267,852百万円
H 4 8	571,577百万円	82,174百万円	392,587百万円	127,113百万円	265,474百万円
H 4 9	568,206百万円	81,603百万円	389,862百万円	126,230百万円	263,632百万円
H 5 0	566,001百万円	81,356百万円	388,683百万円	125,849百万円	262,834百万円
H 5 1	565,364百万円	81,203百万円	387,952百万円	125,612百万円	262,340百万円
H 5 2	560,101百万円	80,318百万円	383,723百万円	124,243百万円	259,480百万円
H 5 3	558,263百万円	80,008百万円	382,242百万円	123,763百万円	258,479百万円
H 5 4	555,572百万円	79,650百万円	380,530百万円	123,209百万円	257,321百万円
H 5 5	554,911百万円	79,518百万円	379,898百万円	123,004百万円	256,894百万円
H 5 6	550,641百万円	78,890百万円	376,901百万円	122,034百万円	254,867百万円
H 5 7	547,131百万円	78,319百万円	374,172百万円	121,150百万円	253,022百万円
H 5 8	545,330百万円	78,043百万円	372,855百万円	120,724百万円	252,131百万円
H 5 9	545,931百万円	77,994百万円	372,619百万円	120,647百万円	251,972百万円
H 6 0	542,288百万円	77,568百万円	370,585百万円	119,989百万円	250,596百万円
H 6 1	540,040百万円	77,060百万円	368,156百万円	119,202百万円	248,954百万円
H 6 2	159,466百万円	19,642百万円	93,842百万円	30,384百万円	63,458百万円

(注)第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の貸付料を算出している。この場合、平成33年度以降貸付料が発生すると仮定している。

別紙 6 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	643,757百万円
H 1 9	652,624百万円
H 2 0	644,959百万円
H 2 1	547,768百万円
H 2 2	554,573百万円
H 2 3	645,140百万円
H 2 4	658,587百万円
H 2 5	663,986百万円
H 2 6	668,049百万円
H 2 7	675,552百万円
H 2 8	672,410百万円
H 2 9	673,782百万円
H 3 0	738,990百万円
H 3 1	751,998百万円
H 3 2	760,814百万円
H 3 3	761,911百万円
H 3 4	763,626百万円
H 3 5	765,213百万円
H 3 6	762,670百万円
H 3 7	762,192百万円
H 3 8	761,713百万円
H 3 9	763,295百万円
H 4 0	760,719百万円
H 4 1	760,201百万円
H 4 2	759,683百万円
H 4 3	758,948百万円
H 4 4	754,118百万円
H 4 5	751,337百万円
H 4 6	748,554百万円
H 4 7	747,788百万円
H 4 8	742,987百万円
H 4 9	740,205百万円
H 5 0	737,421百万円
H 5 1	736,623百万円
H 5 2	731,853百万円
H 5 3	729,299百万円
H 5 4	726,742百万円
H 5 5	726,144百万円
H 5 6	721,630百万円
H 5 7	719,075百万円
H 5 8	716,519百万円
H 5 9	715,892百万円
H 6 0	711,406百万円
H 6 1	708,850百万円
H 6 2	264,345百万円

(注) 第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の料金収入を算出している。この場合、平成33年度以降料金収入が発生すると仮定している。

別紙7中、

1.(1)の②②を②③とし、②①を②②とし、の次に次のとおり加える。

「②①一般国道481号(関西国際空港連絡橋)(以下「関西国際空港連絡橋」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	600	800	1000	1300	2200

(注1)上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2)1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。」

1.(2) 口(イ)の口)中、「(45)」を「(46)」に改める。

1.(2)②④のイ中、「高速道路」を「高速道路(関西国際空港連絡橋を除く。)」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 4 月 1 6 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝